



平成 27 年 6 月 16 日

各 位

会 社 名 トヨタ自動車株式会社
代 表 者 取締役社長 豊田 章男
(コード番号 7203 全国証券取引所)
お問合せ先 経 理 部 長 京 田 靖
(TEL . 0 5 6 5 - 2 8 - 2 1 2 1)

第 1 回 A A 型種類株式の発行および第 1 回 A A 型種類株式発行に応じた自己株式取得 に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 6 月 16 日開催の当社取締役会（以下「本取締役会」といいます。）において、第 1 回 A A 型種類株式の発行を行うことおよび当社普通株式（以下「普通株式」といいます。）の自己株式取得を行うことについて決議し、第 1 回 A A 型種類株式の発行に関して平成 27 年 4 月 28 日付で提出した発行登録書を取り下げ、新たに同株式の発行に係る発行登録書を提出いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

【本資金調達背景と目的】

当社は、平成 27 年 4 月 28 日開催の取締役会において、第 1 回 A A 型種類株式ないし第 5 回 A A 型種類株式の新設等に係る定款一部変更（以下「本定款変更」といいます。）および第 1 回 A A 型種類株式の募集事項の決定を取締役に委任する件に関する議案を同年 6 月開催の当社定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）に付議すること、ならびに、上記の議案の承認が本定時株主総会において得られることを条件として、第 1 回 A A 型種類株式を一般募集により発行することを決議し、本種類株式の発行に係る発行登録書を平成 27 年 4 月 28 日付で提出いたしました。

このたび、本日開催の本定時株主総会において、本定款変更および第 1 回 A A 型種類株式の募集事項の決定を取締役に委任することが承認されました。これを受け当社は、市場環境等を勘案した結果、第 1 回 A A 型種類株式を発行する環境が整ったものと判断し、平成 27 年 7 月 24 日を払込期日として第 1 回 A A 型種類株式を一般募集により発行することといたしました。

なお、当社は、平成 27 年 5 月 29 日に施行された金融商品取引法の改正に対応するため、本日付で、同年 4 月 28 日付発行登録書を取り下げ、新たに発行登録書を提出しております。上記の第 1 回 A A 型種類株式発行は、本日付発行登録書に基づいて行われます。

また、当社は、平成 27 年 4 月 28 日開催の取締役会において、第 1 回 A A 型種類株式の発行に伴う普通株式に係る希薄化を回避するため、第 1 回 A A 型種類株式の発行後に、発行株式と同数程度の普通株式の自己株式取得を行うことを決議いたしました。第 1 回 A A 型種類株式発行の決定に伴い、当社は本取締役会においてかかる自己株式取得の詳細を決定いたしました。この自己株式取得は、平成 27 年 5 月 8 日開催の取締役会において決定した自己株式取得の実施に先立って、当該自己株式取得とは別に実施いたします。

ご注意：この文書は、当社の第 1 回 A A 型種類株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書およびそれらの訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。また、本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。上述の証券は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集または販売を行うことは許されません。仮に、米国における証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当社より入手することができます。これには当社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

当社は、第1回A A型種類株式の発行により、当社の事業サイクルと株式保有サイクルを合わせた中長期の視点から、株主の皆様によるガバナンス効果を経営に取り入れることで、持続的成長と未来への挑戦に向けバランスのとれた経営を推進する環境を整え、さらなる中長期的な企業価値の向上を目指してまいります。

また、第1回A A型種類株式発行による調達資金は、全額を燃料電池車開発、インフラストラクチャー研究および情報化・高度知能化モビリティ技術開発等の次世代イノベーションのための研究開発資金に充当する予定であり、当社は、かかる研究開発により真の競争力をさらに高め、「もっといいクルマづくり」に着実に取り組むとともに、トヨタグローバルビジョンの実現に向けて年輪を刻むように1年1年持続的に成長しながら、より良いクルマ社会の実現という未来へ挑戦してまいります。

A A型種類株式発行の目的の詳細については、平成27年4月28日付「第1回A A型種類株式の発行、A A型種類株式の新設に係る定款一部変更および第1回A A型種類株式発行に応じた自己株式取得に関するお知らせ」をご参照ください。

記

・公募による第1回A A型種類株式の発行について

- 募集株式の種類
および数
下記第(1)号および第(2)号の合計によるトヨタ自動車株式会社 第1回A A型種類株式(以下「第1回A A型種類株式」という。)50,000,000株
(1)引受人(下記第5項に定義する。)の買取引受けの対象株式として第1回A A型種類株式30,000,000株
(2)引受人の追加的な買取引受けの対象株式の上限として第1回A A型種類株式20,000,000株
なお、上記第(2)号記載の引受人の追加的な買取引受けの対象株式の数は、需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日(下記第2項に定義する。)に決定される。
- 発行価格(募集価格)
および引受価額
発行価格は、平成27年7月2日(木)から平成27年7月7日(火)までの間のいずれかの日(以下「発行価格等決定日」という。)の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式(以下「普通株式」という。)の普通取引の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に一定の値を乗じた価格(円未満端数切捨て)とし、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定されるブックビルディング方式と同様の方式により、かかる値として1.26~1.30を仮条件として提示し、当該仮条件による需要状況ならびに第1回A A型種類株式の価値が相当程度連動すると考えられる普通株式の株価水準およびその価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、発行価格等決

ご注意：この文書は、当社の第1回A A型種類株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書およびそれらの訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。また、本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。上述の証券は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集または販売を行うことは許されません。仮に、米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当社より入手することができます。これには当社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

定日に決定する。

引受価額は、下記第3項に記載の募集株式の払込金額以上の範囲で、発行価格等決定日に発行価格と同時に決定する。

3. 募集株式の払込金額

1株につき金6,000円

(注) 引受価額の下限

4. 増加する資本金および資本準備金の額

増加する資本金の額は、発行価格等決定日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

(注) なお、米国会計基準では、第1回AA型種類株式は、株主が金銭対価の取得請求権を有するため、株主資本として取り扱われず、負債と株主資本の中間区分に独立して表示されるため、連結財務諸表においては資本金および資本準備金の額は増加しません。

5. 募集方法

国内における一般募集(以下「一般募集」という。)とし、野村證券株式会社(以下「引受人」という。)に買取引受けさせる。

6. 引受人の対価

引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格(募集価格)と引受人より当社に払い込まれる金額である引受価額との差額の総額を引受人の手取金とする。

7. 申込期間

発行価格等決定日の翌営業日(下記第16項第(1)号に定義する。)から平成27年7月22日(水)まで。

8. 払込期日

平成27年7月24日(金)

9. 申込株数単位

100株

10. AA型配当金 (1) AA型配当金

当社は、普通株式に対して剰余金の期末の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第1回AA型種類株式を有する株主(以下「第1回AA型種類株主」という。)または第1回AA型種類株式の登録株式質権者(以下「第1回AA型種類登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)または普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、第1回AA型種類株式1株につき、第1回AA型種類株式1株当たりの発行価格相当額(ただし、第1回AA型種類株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれらに類する事由があった場合には、下記第16項第(3)号

ご注意：この文書は、当社の第1回AA型種類株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書およびそれらの訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。また、本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。上述の証券は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集または販売を行うことは許されません。仮に、米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当社より入手することができます。これには当社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

(b)に準じて適切に調整される。)に、次号に定める配当年率(以下「配当年率」という。)を乗じて算出した額の金銭(円未満端数切捨て)(以下「第1回AA型配当金」という。)を剰余金の期末配当として支払う。ただし、当該基準日の属する事業年度において次項に定める第1回AA型中間配当金の支払を行ったときは、その額(ただし、第1回AA型種類株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれらに類する事由があった場合には、下記第16項第(3)号(b)に準じて適切に調整される。)を控除した額を支払う。

(2) 配当年率

- ・平成28年3月31日に終了する事業年度に基準日が属する場合
年0.5パーセント
- ・平成29年3月31日以降平成32年3月31日以前に終了する各事業年度に基準日が属する場合
前事業年度の配当年率 + 年0.5パーセント
- ・平成33年3月31日以降に終了する各事業年度に基準日が属する場合
年2.5パーセント

(3) 累積条項

ある事業年度において、第1回AA型種類株主または第1回AA型種類登録株式質権者に対して支払う金銭による剰余金の配当の額が第1回AA型配当金の額に達しないときは、その第1回AA型種類株式1株当たりの不足額(以下「累積未払配当金」という。)は翌事業年度以降に累積する。累積未払配当金については、本項第(1)号または次項に定める剰余金の配当に先立ち、第1回AA型種類株式1株につき累積未払配当金の額(ただし、第1回AA型種類株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれらに類する事由があった場合には、下記第16項第(3)号(b)に準じて適切に調整される。)に達するまで、第1回AA型種類株主または第1回AA型種類登録株式質権者に対して金銭による剰余金の配当を行う。

(4) 非参加条項

第1回AA型種類株主または第1回AA型種類登録株式質権者に対しては、第1回AA型配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口もしくは同法第760条第7号口に定める剰余金の配当または当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763

ご注意：この文書は、当社の第1回AA型種類株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書およびそれらの訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。また、本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。上述の証券は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集または販売を行うことは許されません。仮に、米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当社より入手することができます。これには当社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

条第1項第12号口もしくは同法第765条第1項第8号口に定める
剰余金の配当を行う場合については、この限りでなく、かかる場合、
普通株主または普通登録株式質権者に対する剰余金の配当と
同時に同一割合の剰余金の配当を行う。

1.1. AA型中間配当金

当社は、普通株式に対して剰余金の中間配当を行うときは、当該
剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録
された第1回AA型種類株主または第1回AA型種類登録株式
質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第
1回AA型種類株式1株につき、第1回AA型配当金の額の2分
の1の金銭（以下「第1回AA型中間配当金」という。）を剰余
金の中間配当として支払う。

1.2. 残余財産の分配

(1) AA型残余財産分配金

当社は、残余財産の分配を行うときは、第1回AA型種類株主
または第1回AA型種類登録株式質権者に対し、普通株主または普
通登録株式質権者に先立ち、第1回AA型種類株式1株につき、
第1回AA型種類株式1株当たりの発行価格相当額（ただし、第
1回AA型種類株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式
の併合またはこれらに類する事由があった場合には、下記第16
項第(3)号(b)に準じて適切に調整される。）に、累積未払配
当金の額（ただし、第1回AA型種類株式につき、株式の分割、
株式無償割当て、株式の併合またはこれらに類する事由があっ
た場合には、下記第16項第(3)号(b)に準じて適切に調整され
る。）および経過配当金相当額（以下に定義する。）の合計額を加
えた額（以下「基準価額」という。）の金銭（円未満端数切捨て）
を支払う。

「経過配当金相当額」とは、残余財産の分配が行われる日（以下
「分配日」という。）の属する事業年度の初日（同日を含む。）か
ら分配日（同日を含む。）までの日数に第1回AA型配当金の額
を乗じた金額を365で除して得られる額をいう。ただし、分配日
の属する事業年度において第1回AA型種類株主または第1回
AA型種類登録株式質権者に対して第1回AA型中間配当金を
支払ったときは、その額（ただし、第1回AA型種類株式につき、
株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれらに類す
る事由があった場合には、下記第16項第(3)号(b)に準じて適
切に調整される。）を控除した額とする。

(2) 非参加条項

第1回AA型種類株主または第1回AA型種類登録株式質権者

ご注意：この文書は、当社の第1回AA型種類株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書およびそれらの訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。また、本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。上述の証券は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集または販売を行うことは許されません。仮に、米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当社より入手することができます。これには当社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

に対しては、前号のほか、残余財産の分配は行わない。

13. 優先順位

第1回AA型種類株式ないし第5回AA型種類株式のAA型配当金、AA型中間配当金、上記第10項第(4)号ただし書きに定める剰余金および残余財産の支払順位は、同順位とする。

14. 議決権

第1回AA型種類株主は、株主総会において議決権を有する。第1回AA型種類株式の1単元の株式数は100株とする。

15. 種類株主総会の決議

(1) 当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、第1回AA型種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

(2) 第1回AA型種類株式については、会社法第199条第4項および第238条第4項の規定による種類株主総会の決議を要しない。

16. 株主による普通株式

転換請求権

(1) 普通株式転換請求権

第1回AA型種類株主は、平成32年10月1日以降、毎年、4月または10月の最初の営業日を転換請求日として、当社に対して、次号に定める算定方法により算出される数の普通株式の交付と引換えに、当該第1回AA型種類株主の有する第1回AA型種類株式の全部または一部を取得することを請求することができる(かかる取得の請求を以下「転換請求」という。)

ただし、単元未満株式については、転換請求をすることができないものとする。

「営業日」とは、銀行法により、日本において銀行の休日と定められたか、または休日とすることが認められた日以外の日をいう。

(2) 取得と引換えに交付すべき普通株式の数

第1回AA型種類株主が転換請求をした第1回AA型種類株式の数に第1回AA型種類株式1株当たりの発行価格相当額(ただし、第1回AA型種類株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれらに類する事由があった場合には、下記第(3)号(b)に準じて適切に調整される。)を乗じて得られる額を、次号に定める転換価額で除して得られる数とする。なお、第1回AA型種類株式の取得と引換えに交付される普通株式の数に1株に満たない端数があるときには、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。

(3) 転換価額

(a) 転換価額は、当初、第1回AA型種類株式1株当たりの発

ご注意：この文書は、当社の第1回AA型種類株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書およびそれらの訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。また、本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。上述の証券は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集または販売を行うことは許されません。仮に、米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当社より入手することができます。これには当社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

行価格相当額とする。

(b) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり転換価額を調整する。

普通株式につき株式の分割または株式無償割当てをする場合、次の算式により転換価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数(ただし、その時点で当社が保有する普通株式を除く。)」,「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数(ただし、その時点で当社が保有する普通株式を除く。)」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後転換価額は、株式の分割に係る基準日または株式無償割当ての効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日)の翌日以降これを適用する。

普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

下記(e)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または当社が保有する普通株式を処分する場合(株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式もしくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本第(3)号において同じ。)の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合または合併、株式交換もしくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。)次の算式(以下「転換価額調整式」という。)により転換価額を調整する。調整後転換価額は、払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日)の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日(以下「株主割当日」という。)の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、

ご注意：この文書は、当社の第1回A型種類株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書およびそれらの訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。また、本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。上述の証券は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集または販売を行うことは許されません。仮に、米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当社より入手することができます。これには当社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\begin{aligned} & \text{調整後転換価額} \\ & \left(\begin{array}{l} \text{発行済普通株式数} \\ - \text{当社が保有する} \\ \text{普通株式の数} \end{array} \right) + \frac{\text{新たに発行する普通株式の数} \times \text{1株当たりの払い込む金額}}{\text{普通株式1株当たりの時価}} \\ = & \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{発行済普通株式数} - \text{当社が保有する普通株式の数} + \text{新たに発行する普通株式の数}}{\text{普通株式1株当たりの時価}} \end{aligned}$$

当社に取得をさせることによりまたは当社に取得されることにより、下記(e)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行または処分する場合(株式無償割当ての場合を含む。)かかる株式の払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本において同じ。)に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本において同じ。)に、また株主割当日がある場合はその日に、発行または処分される株式の全てが当初の条件で取得されて普通株式が交付されたものとみなし、転換価額調整式において「1株当たりの払い込む金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後転換価額とする。調整後転換価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。行使することによりまたは当社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額が下記(e)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る場合においてかかる価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合(新株予約権無償割当ての場合を含む。)かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本において同じ。)に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権の全てが当初の条件で行使されまたは取得されて普通株式が交付されたものとみなし、転換価額調整式において「1株当たりの払い込む金額」とし

ご注意：この文書は、当社の第1回A型種類株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書およびそれらの訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。また、本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。上述の証券は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集または販売を行うことは許されません。仮に、米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当社より入手することができます。これには当社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

て普通株式1株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後転換価額とする。調整後転換価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。

(c) 上記(b)に掲げた事由によるほか、下記 **ないし** のいずれかに該当する場合には、当社は第1回AA型種類株主および第1回AA型種類登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨およびその事由、調整後転換価額、適用の日その他必要事項を通知した上で、転換価額の調整を適切に行う。

合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継または新設分割のために転換価額の調整を必要とするとき

転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき

その他、発行済普通株式数(ただし、当社が保有する普通株式の数を除く。)の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって転換価額の調整を必要とするとき

(d) 転換価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(e) 転換価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後転換価額を適用する日に先立つ45取引日目(以下に定義する。)に始まる連続する30取引日の株式会社東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。

「取引日」とは、株式会社東京証券取引所において普通株式の普通取引が行われる日をいい、その日の普通株式の普通取引の終値が発表されない日を含まない。

(f) 転換価額調整式に使用する発行済普通株式数は、株主割当日がある場合は当該株主割当日、また株主割当日がない場合

ご注意：この文書は、当社の第1回AA型種類株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書およびそれらの訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。また、本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。上述の証券は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集または販売を行うことは許されません。仮に、米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当社より入手することができます。これには当社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

は調整後の転換価額を適用する日の1か月前の応当日（応当日がない場合には当該日の属する月の前月の末日）における当社の発行済普通株式数に、当該転換価額の調整前に上記（b）または（c）の適用において交付されたものとみなされた普通株式のうち未だ交付されていない普通株式の数を加えた数とする。

（g）転換価額の調整に際し計算を行った結果、調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整はこれを行わない。

（4）転換請求の方法

第1回A A型種類株主は、転換請求を行う場合、当該転換請求に係る第1回A A型種類株式の数その他必要事項を明示した上で、転換請求日の属する月の前月の10日（営業日でない場合には翌営業日）までに、次号に定める転換請求受付場所において当該転換請求を行わなければならない。

（5）転換請求受付場所

株主名簿管理人 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

17. 株主による金銭対価の取得請求権

（1）金銭対価取得請求権

第1回A A型種類株主は、平成32年9月1日以降、毎年、3月、6月、9月または12月の最後の営業日を取得請求日として、当社に対して、基準価額相当額の金銭の交付と引換えに、当該第1回A A型種類株主の有する第1回A A型種類株式の全部または一部を取得することを請求することができる（かかる取得の請求を以下「金銭対価取得請求」という。）

なお、本号において基準価額を算出する場合は、上記第12項に定める経過配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」および「分配日」を「当該取得請求日」と読み替えて、経過配当金相当額を計算する。当該取得請求日において、会社法第461条第2項に定める分配可能額を超えて金銭対価取得請求が行われた場合、当社が取得すべき第1回A A型種類株式は、金銭対価取得請求が行われた第1回A A型種類株式の数に応じた比例按分その他の方法により取締役会の決議で定めることとし、これにより取得されなかった第1回A A型種類株式については、当該金銭対価取得請求がなされなかったものとみなす。

ご注意：この文書は、当社の第1回A A型種類株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書およびそれらの訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。また、本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。上述の証券は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集または販売を行うことは許されません。仮に、米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当社より入手することができます。これには当社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

(2) 金銭対価取得請求の方法

第1回AA型種類株主は、金銭対価取得請求を行う場合、当該金銭対価取得請求に係る第1回AA型種類株式の数その他必要事項を明示した上で、取得請求日の属する月の1日(営業日でない場合には翌営業日)までに、次号に定める取得請求受付場所において当該取得請求を行わなければならない。

(3) 取得請求受付場所

株主名簿管理人 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

18. 会社による金銭対価の取得条項 (1) 金銭対価取得条項

当社は、平成33年4月2日以降、取締役会の決議で別に定める取得日(4月の第2営業日に限る。以下「取得日」という。)が到来したときは、基準価額相当額の金銭の交付と引換えに、第1回AA型種類株式の全部を取得することができる。

なお、本項において基準価額を算出する場合は、上記第12項に定める経過配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」および「分配日」を「当該取得日」と読み替えて、経過配当金相当額を計算する。また、取得日の属する事業年度の6月30日の終了時点において、当該事業年度の直前の事業年度における累積未払配当金が発生している場合には、当該基準価額に当該累積未払配当金の額が含まれるものとみなす。

(2) 取得の方法

当社は、本項に規定する取得を行う場合、取得日の属する年の2月10日(営業日でない場合には翌営業日)までに、第1回AA型種類株主に対して、取得日を通知するか、または公告しなければならない。

19. 株式の併合、分割または無償割当て等 (1) 当社は、株式の併合または分割を行うときには、普通株式および第1回AA型種類株式ないし第5回AA型種類株式の種類ごとに同時に同一割合で行う。

(2) 当社は、株主に募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えるときは、それぞれの場合に応じて、普通株主には普通株式または普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、第1回AA型種類株主ないし第5回AA型種類株主には当該AA型種類株主の有するAA型種類株式または当該AA型種類株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一割合で与える。

(3) 当社は、株主に株式または新株予約権の無償割当てを行うとき

ご注意：この文書は、当社の第1回AA型種類株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書およびそれらの訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。また、本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。上述の証券は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集または販売を行うことは許されません。仮に、米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当社より入手することができます。これには当社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

は、それぞれの場合に応じて、普通株主には普通株式または普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、第1回A A型種類株主ないし第5回A A型種類株主には当該A A型種類株主の有するA A型種類株式または当該A A型種類株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、それぞれ同時に同一割合で行う。

20. 自己のA A型種類株式の取得に際しての売主追加請求権の排除

当社が株主総会の決議によって特定の第1回A A型種類株主との合意により当該第1回A A型種類株主の有する第1回A A型種類株式の全部または一部を取得する旨を決定し、会社法第157条第1項各号に掲げる事項を当該第1回A A型種類株主に通知する旨を決定する場合には、同法第160条第2項および第3項の規定を適用しないものとする。

21. 譲渡制限

(1) 第1回A A型種類株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を得なければならない。ただし、以下に掲げるときは取締役会の承認を要しない。

() 第1回A A型種類株式に対して金融商品取引法第27条の2第6項に定める公開買付けが開始された場合において、当該公開買付けに応募し、第1回A A型種類株式の受渡しその他の決済による譲渡が行われるとき

() 相続により第1回A A型種類株式を取得するとき

() 取締役会が定める一定の基準に従って、代表取締役が当該取得を承認するとき

(2) 譲渡の方法

第1回A A型種類株主は、第1回A A型種類株式の譲渡を行う場合、当社の定める譲渡承認請求書に、当該譲渡承認の請求に係る第1回A A型種類株式の数その他必要事項を明示した上で、次号に定める譲渡承認受付場所に譲渡承認請求書を提出しなければならない。

(3) 譲渡承認受付場所

株主名簿管理人 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

22. 非上場

第1回A A型種類株式は、非上場とする。

23. 上記第1項第(2)号に記載の引受人の追加的な買取引受けの対象株式の数、増加する資本金および資本準備金の額、発行価格(募集価格)、引受価額その他公募による第1回A A型種類株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役に一任する。また、上記第1項第(2)号に記載の仮条件が今後変更される場合は、その変更について代表取締役に一任する。

24. 上記については、金融商品取引法に基づく発行登録書の効力発生および発行登録追補書類の提出を条件とする。

ご注意：この文書は、当社の第1回A A型種類株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書およびそれらの訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資に関する判断をされるようお願いいたします。また、本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。上述の証券は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集または販売を行うことは許されません。仮に、米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当社より入手することができます。これには当社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

<ご参考>

1. 今回の公募増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	普通株式	3,417,997,492株
(平成27年3月31日現在)	第1回AA型種類株式	0株
	合計	3,417,997,492株
公募増資による増加株式数	第1回AA型種類株式	50,000,000株(注)
公募増資後の発行済株式総数	普通株式	3,417,997,492株
	第1回AA型種類株式	50,000,000株(注)
	合計	3,467,997,492株(注)

(注)上記「 . 公募による第1回AA型種類株式発行について 第1項第(2)号」に記載の引受人の追加的な買取引受けの対象株式の数の上限である20,000,000株が発行された場合の数字です。

2. 調達資金の使途

(1) 今回の調達資金の使途

燃料電池車開発、インフラストラクチャー研究および情報化・高度知能化モビリティ技術開発等の次世代イノベーションのための研究開発資金に平成28年3月末までに充当する予定であります。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

今回の調達資金を次世代イノベーションのための研究開発投資へ充当することは、今後の経営基盤の強化、ならびに中長期での収益の向上に寄与するものと考えております。

3. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、株主の皆様の利益を重要な経営方針の一つとして位置付けており、持続的な成長の実現に向け、引き続き企業体質の改善に取り組み、企業価値の向上に努めてまいります。

(2) 配当決定にあたっての考え方

配当金につきましては、毎期の業績・投資計画・手元資金の状況等を勘案しながら、連結配当性向30%を目安に安定的・継続的に配当を行うよう努めてまいります。

当社の剰余金の配当は、中間配当および期末配当の年2回を基本的な方針としています。当社は定款に、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる旨を定めています。配当の決定機関は、中間配当は取締役会であり、期末配当は定款に取締役会決議による剰余金の配当を可能とする規定を設けていますが、株主の意向を直接伺う機会を確保するため、株主総会としています。

(3) 内部留保資金の使途

今後も厳しい競争を勝ち抜くため、内部留保資金につきましては、お客様の安全・安心を優先した、次世代の環境・安全技術の早期商品化に向けた取り組み等に活用してまいります。

ご注意：この文書は、当社の第1回AA型種類株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書およびそれらの訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。また、本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。上述の証券は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集または販売を行うことは許されません。仮に、米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当社より入手することができます。これには当社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期	平成27年3月期
基本1株当たり当社株主に 帰属する当期純利益	90.21円	303.82円	575.30円	688.02円
1株当たり年間配当額 (うち1株当たり中間配当 額)	50円 (20円)	90円 (30円)	165円 (65円)	200円 (75円)
実績連結配当性向	55.6%	29.6%	28.7%	29.0%
株主資本当社株主に帰属す る当期純利益率	2.7%	8.5%	13.7%	13.9%
連結株主資本配当率	1.5%	2.5%	3.9%	4.0%

- (注) 1. 株主資本当社株主に帰属する当期純利益率は、当社株主に帰属する当期純利益を株主資本(期首と期末の平均)で除した数値であります。
 2. 連結株主資本配当率は、1株当たり年間配当額を1株当たり株主資本(期首と期末の平均)で除した数値であります。
 3. 平成27年3月期の数値は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査はなされておられません。

4. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

当社は、ストックオプション制度を採用し、会社法に基づき新株予約権を発行しております。なお、公募増資後の発行済株式総数(3,467,997,492株)に対する下記の新株予約権の行使により株式となる数(残数)の比率は0.1%となります。

ストックオプション付与の状況(平成27年3月31日現在)

取締役会決議日	新株予約権の行使 により株式となる 数(残数)	新株予約権の 行使時の払込金額	行使期間
平成19年6月22日	733,200株	7,210円	平成21年8月1日から 平成27年7月31日まで
平成20年7月15日	517,400株	4,682円	平成22年8月1日から 平成28年7月31日まで
平成21年7月15日	1,261,500株	4,154円	平成23年8月1日から 平成29年7月31日まで
平成22年7月15日	991,400株	3,153円	平成24年8月1日から 平成30年7月31日まで

ご注意：この文書は、当社の第1回A型種類株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書およびそれらの訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。また、本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。上述の証券は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集または販売を行うことは許されません。仮に、米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当社より入手することができます。これには当社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

(3) 過去のエクイティ・ファイナンスの状況等

過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

年月日	調達した資金の額	調達後資本金	調達後資本準備金
平成26年9月18日	第三者割当による 自己株式の処分 30百万円	397,049百万円	416,970百万円

過去3決算期間および直前の株価等の推移

	平成25年3月期	平成26年3月期	平成27年3月期	平成28年3月期
始 値	3,605円	4,895円	5,839円	8,268円
高 値	5,050円	6,760円	8,783円	8,700円
安 値	2,795円	4,610円	5,205円	8,150円
終 値	4,860円	5,826円	8,383円	8,409円
株価収益率	16.0倍	10.1倍	12.2倍	-

- (注) 1. 株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであり、平成28年3月期の株価は、平成27年6月15日(月)現在で表示しています。
2. 株価収益率は、決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株当たり当社株主に帰属する当期純利益(平成27年3月期の数値は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査はなされておりません。)で除した数値であります。

過去5年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等変更はありません。

(4) ロックアップについて

一般募集に関連して、当社は、発行価格等決定日に始まり当該募集に係る受渡期日から起算して90日目の日に終了する期間中、引受人の事前の書面による承諾を受けることなく、第1回AA型種類株式もしくは当社のその他の種類の株式(以下「当社株式」といいます。)当社株式に転換もしくは交換されうる有価証券または当社株式を取得もしくは受領する権利を表章する有価証券の発行等(ただし、一般募集、株式分割および株式交換等に伴う新株式発行等を除きます。)を行わない旨を合意しております。

引受人は、上記の期間中であってもその裁量で、当該合意の内容を一部または全部につき解除できる権限を有しております。

・発行登録書の取下げおよび新たな発行登録書の提出について

1. 平成27年4月28日付第1回AA型種類株式の発行に係る発行登録書の取下げについて

(1) 取り下げた発行登録書の概要

提出日	平成27年4月28日
募集有価証券の種類	第1回AA型種類株式
発行予定期間	平成27年5月9日～平成28年5月8日
発行予定額	5,000億円を上限とします。

ご注意：この文書は、当社の第1回AA型種類株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書およびそれらの訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。また、本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。上述の証券は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集または販売を行うことは許されません。仮に、米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当社より入手することができます。これには当社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

(2) 発行登録による第1回A A型種類株式の発行実績

なし

(3) 発行登録書の取下げ理由

平成27年5月29日に施行された金融商品取引法の改正に対応するため、新たに発行登録書を提出いたしますので、平成27年4月28日付発行登録書を取り下げるものであります。

2. 平成27年6月16日付第1回A A型種類株式の発行に係る発行登録書の提出について

- | | |
|-----------------|--|
| (1) 募集有価証券の種類 | 第1回A A型種類株式 |
| (2) 発行予定期間 | 発行登録の効力発生予定日から1年を経過する日まで
(平成27年6月24日～平成28年6月23日) |
| (3) 発行予定額 | 5,000億円を上限とします。 |
| (4) 募集方法 | 一般募集 |
| (5) 調達資金の使途 | 上記「 . 公募による第1回A A型種類株式の発行について
<ご参考> 2. 調達資金の使途」に記載のとおりです。 |
| (6) 引受人 | 野村證券株式会社(東京都中央区日本橋一丁目9番1号) |
| (7) その他募集に関する事項 | 上記「 . 公募による第1回A A型種類株式の発行について」
に記載のとおりです。 |

・第1回A A型種類株式の譲渡承認について

第1回A A型種類株式は譲渡制限が付されておりますが、当社は、本取締役会において、第1回A A型種類株主の方々が自然災害や破産等のやむを得ない理由によって第1回A A型種類株式を換金する必要がある場合を想定し、引受人、その親会社または当該親会社の連結子会社への譲渡のとき、あるいは、引受人、その親会社または当該親会社の連結子会社からの譲渡のときは、代表取締役が承認することを、上記「 . 公募による第1回A A型種類株式発行について 第21項第(1)号()」に定める「一定の基準」として決定しています。

・自己株式取得について

当社は、本取締役会において、平成27年4月28日開催の取締役会において決定した自己株式取得に関し、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、下記のとおり、自己株式取得に係る事項を決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 自己株式の取得を行う理由

第1回A A型種類株式の発行に伴う普通株式に係る希薄化を回避するため。

ご注意：この文書は、当社の第1回A A型種類株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書およびそれらの訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。また、本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。上述の証券は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集または販売を行うことは許されません。仮に、米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当社より入手することができます。これには当社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

2. 取得に係る事項の内容

- | | |
|----------------|--|
| (1) 取得対象株式の種類 | 普通株式 |
| (2) 取得しうる株式の総数 | 5,000万株
ただし、第1回A A型種類株式の発行株式数と同数を上限とする。 |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 6,000億円(上限) |
| (4) 取得方法 | 市場買付 |
| (5) 取得期間 | 平成27年7月27日から平成28年3月31日まで |
| (6) その他 | この自己株式取得は、平成27年5月8日開催の取締役会において決定した株主還元のための自己株式取得とは別に実施する。その他本件に関する必要事項の決定については、代表取締役に一任する。 |

以上

ご注意：この文書は、当社の第1回A A型種類株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書およびそれらの訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。また、本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。上述の証券は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集または販売を行うことは許されません。仮に、米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当社より入手することができます。これには当社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。